

地域資源を活かした農村の振興・活性化 ー令和元年度食料・農業・農村白書からー

政府は、令和2年6月16日に「令和元年度食料・農業・農村白書」を閣議決定し、公表した。そのうちから、「第3章 地域資源を活かした農村の振興・活性化（第5節 都市農業の振興を除く。）」の部分を紹介する。

なお、白書の構成は次のようになっている。

はじめに

特集1 新たな食料・農業・農村基本計画

特集2 輝きを増す女性農業者

トピックス1 食料・農業・農村とSDGs（持続可能な開発目標）

トピックス2 日米貿易協定の発効と対策等

第1章 食料の安定供給の確保

第2章 強い農業の創造

第3章 地域資源を活かした農村の振興・活性化

第4章 災害からの復旧・復興と防災・減災、国土強靱化等

第3章 地域資源を活かした農村の振興・活性化

第1節 農村の現状と地方創生の動き

農村の更なる人口減少、高齢化が進む一方で、都市部の若い世代を中心に「田園回帰」の動きが見られるようになってきました。このような流れを活かし、関係府省とも連携し、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」についての施策を進め、農村の活性化を進めることが重要です。

（1）農村、集落の現状と将来予測

（農村の人口推移と将来予測）

我が国を農業地域類型区分別に見ると、面積の分布は、平地農業地域が537万ha、中間農業地域が1,202万ha、山間農業地域が1,539万haで、これらを合わせた面積は全体の9割を占めており、都市的地域は1割となっています。また、人口の分布は、平地農業地域が1,147万人、中間農業地域が1,069万人、山間農業地域が351万人となっている一方、都市的地域は1億143万人となっており、8割が都市的地域に集中しています。

農林水産政策研究所の分析によると、人口減少は、農業地域類型区分間で大きな差が見られます。人口減少率が最も大きい山間農業地域では、昭和45（1970）年から一貫して減少が続いており、令和27（2045）年には、平成27（2015）年の人口の46%まで低下することが予測されています。

今後、令和27（2045）年までに、都市的地域や平地農業地域を含む全ての類型区分で人口が減少し、我が国全体として大幅な人口減少が見込まれています。

また、農村では高齢化も進行しています。山間農業地域では、65歳以上の人口が総人口に占める割合である高齢化率が平成27（2015）年は38.5%となっており、令和27（2045）

年には 53.7 % に上昇すると予測されています。比較的高齢化率が低い平地農業地域でも、令和 27（2045）年には高齢化率が 40 % を超えることが見込まれています。

（農業集落の平均農家数が減少、存続危惧集落も増加する見込み）

我が国の農業集落は、農作業等を世帯間で助け合う生産補完機能、農道・水路・共有林等の保全といった地域資源の維持管理機能等、多様な機能を発揮しています。

しかしながら、平成 22（2010）年から平成 27（2015）年までの農業集落の平均総戸数の変化を農業地域類型区分別にみると、都市的地域では増加しているものの、平地農業地域と中間農業地域では微増、山間農業地域では減少しています。また、平均農家数は全ての類型区分で減少しています。

農林水産政策研究所の分析によると、農業集落のうち、集落の存続が危惧される存続危惧集落は、平成 27（2015）年の 2 千集落から令和 27（2045）年には 1 万集落へと 4 倍以上に増加すると予測されており、これら集落の 9 割が中山間地域に所在する集落であるとされています。

（2）田園回帰、移住・定住の動き

（農村の維持・活性化に向けて多様な人材を迎える必要）

一方、自己実現の場や新しいビジネスモデルやイノベーションが生まれる課題先進地域として、農村に注目する若者が増えており、都市部から農山漁村へ移住しようとする流れが広がっています。

総務省の調査によると、「移住する予定がある」、「いずれ（ゆくゆく）は移住したい」、「条件が合えば移住してみてもよい」と回答した、農山漁村地域への移住に関心を示している割合は 30.6 % となっています。男女別では男性、年齢別に見ると若い世代の方が、移住に前向きな回答が多いことが特徴です。

人口減少、高齢化が先行する農村を維持・活性化するためには、こうした「田園回帰」の意識が高まっている若い世代を中心とした多様な人材を農村に迎え、地域の人々と共に、地域資源を活用した雇用の創出と所得の向上に、創意工夫を発揮してチャレンジしていく必要があります。

（地方暮らしや UIJ ターンの若者の相談件数が増加）

特定非営利活動法人ふるさと回帰支援センター（以下「ふるさと回帰支援センター」という。）では地方暮らしや UIJ ターンを希望する方のための移住相談を行っていますが、ふるさと回帰支援センターへの相談件数は、平成 21（2009）年から令和元（2019）年までの 10 年間で 10 倍以上に増加しています。

また、相談者の年代別内訳を見てみると、近年は 20 から 30 代までの若者からの問い合わせの割合が約半数で推移しており、若者の地方移住志向が高まってきています。

（地域おこし協力隊により地域の活性化や地域資源の再生が進行）

地域おこし協力隊とは、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住み票とともに生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱し、隊員は一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売 PR 等の地域おこし

の支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援等の「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。平成 21 (2009) 年度から活動しており、平成 30 (2018) 年度には、隊員 5,530 人、1,061 団体が取り組みました。

事例 地域おこし協力隊の活動をきっかけに棚田が再生 (岡山県)

かつては 8,300 枚の壮観な棚田を誇っていた岡山県美作市上山地区は、少子高齢化により、棚田の 90 %以上が荒れていましたが、一人の移住者が都市部に住む知人に声を掛け、NPO 法人英田上山棚田団を結成し、棚田の再生活動が始まりました。その後、地域おこし協力隊を導入し、地域住民も含めた一般社団法人上山集楽が設立され、同法人によってこれまで復元された棚田の面積は 20ha となっています。

上山集楽は、収益性がある、社会的なインパクトを与えられるビジネスモデルの構築を目指しており、平成 27 (2015) 年に、一般財団法人トヨタ・モビリティ基金の助成により、社会実験として、超小型モビリティ (電気自動車) を導入しました。平成 28 (2016) 年度からは、にんにくや薬草、椎茸等の栽培、日本酒やビールの試験醸造、革製品や木工製品の製造、古民家カフェのリニューアル等、多岐にわたって取組を拡大し、平成 29 (2017) 年度からは、これらのコンテンツを活かした農泊にも取り組んでいます。

平成 30 (2018) 年度の農山漁村体験者数は前年度の 2.9 倍に増加し、平成 30 (2018) 年時点で人口 155 人のうち約 40 人が移住者となっています。今後も棚田再生エリアの拡大や上山集楽のブランド化等を進めていく予定です。

(3) 地方創生～「まち・ひと・しごと創生総合戦略」第 2 期へ

(第 1 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の総括)

我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保するため、平成 26 (2014) 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。

また、同年 12 月に中長期的な日本の人口の現状と将来の姿を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(以下「ビジョン」という。)と、5か年の目標や施策の基本的方向及び具体的施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)が策定されました。第 1 期総合戦略では、「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」を 4 つの基本目標とし、地方創生のための様々な取組が推進されてきました。

これまでの地域経済の状況として、地方の若者の就業率や訪日外国人旅行者数、農林水産物・食品の輸出額は増加傾向にあるなど、しごとの創生に関しては一定の成果が見られます。特に、農業の状況を見ると、生産農業所得は東京圏、その他地域ともに増加

しており、特にその他地域では、平成 27 (2015) 年から平成 30 (2018) 年までの間に、7.0 % (2,089 億円) 増加しています。

一方で、東京圏への転入超過数は、令和元 (2019) 年は 14.9 万人であり、依然として東京圏への一極集中の傾向が続いていることが分かります。

(第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定)

第 1 期総合戦略が令和元 (2019) 年度で最終年を迎えることを受け、これまでの成果と課題を踏まえた見直しとして、令和元 (2019) 年 12 月、ビジョンの改定と第 2 期総合戦略の策定が行われました。

第 2 期総合戦略においては、第 1 期総合戦略の 5 年間で進められてきた施策の検証を行い、人口減少や東京圏への一極集中がもたらす危機を国と地方公共団体が共有した上で、関係省庁の連携を強め、地方創生の目指すべき将来に向けて取り組むこととしています。具体的には、将来にわたって活力ある地域社会の実現と、東京圏への一極集中の是正を目指し、4 つの基本目標と 2 つの横断的な目標の下に、施策を展開していくこととしています。

農林水産省関連としては、例えば、基本目標 1 の「稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする」では、「農業生産基盤の強化」、「新規就農・就業者への総合支援」、「林業の成長産業化」、「漁業の持続的発展」及び「需要フロンティアの拡大（農林水産物・食品の輸出拡大）」についての施策を記載しています。基本目標 4 の「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」では、「地域資源を活用した所得と雇用の機会の確保」、「中山間地域も含め農村に人が住み続けるための条件整備」及び「農村地域の魅力等の発揮と地域内外への情報発信等」についての施策を記載しています。また、横断的な目標 2 の「新しい時代の流れを力にする」では、「農林水産分野での未来技術の活用」についての施策を記載しています。

(「関係人口」の一層の増加に向けて)

農村の人口減少の下、地域の社会的・経済的活力を維持するためには、ライフスタイルの多様化等を踏まえ、「関係人口」を増やすことが重要です。令和元 (2019) 年 7 月、国土交通省は、「ライフスタイルの多様化等に関する懇談会」を設置し、地域づくりを担う「関係人口」のあり方、その拡大に向けた施策の方向性を検討しています。「関係人口」とは長期的な定住人口でも短期的な交流人口でもない、地域や地域の人々と継続的に多様な形で関わる者の総称であり、これからの地域づくりの担い手として注目されています。

また、地域への関心や地域との関わりを深める中で築いた地域との縁（関係）が地方移住を決めるきっかけとなることが多いことから、第 2 期総合戦略の基本目標 2 「地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる」では、地方移住の裾野の拡大等に向けて、「関係人口」を地域の力として活用していく方針が示されました。

実際に、出身地や就学地、勤務地のほか、農泊で訪れた地域やボランティア活動を通じて縁のできた地域等、人々が想いを寄せる地域やそのきっかけは多様になっています。また、特定の地域に貢献するため、資金や知恵、労力を提供する取組も積極的に行われ始めています。

農林水産省は、「関係人口」の増加に向けて、農山漁村と都市の交流を契機として農山漁村地域に関心を持ってもらうため、農家民宿、古民家等の滞在施設の整備や地域資源を活用した食事や体験・交流プログラムの開発を支援するなど農泊を推進しています。また、都市住民の農業への理解を醸成するため、農業体験農園の取組の支援を行っています。さらに、子供の農山漁村体験の充実のため、農山漁村での受入体制の整備に向けて、体験プログラムの充実・強化、宿泊施設の整備を支援しています。

事例 「お手伝い」を通じて地域のファンを創出

株式会社おてつたびは「地域のファン＝ロイヤリティの高い関係人口」の創出を目指して、暮らすように地方部を「旅」したいとの思いを持つ若者と、短期的・季節的な「お手伝い」を探す地域を繋げるサービスを運営しています。

サービスを利用することで、大学生等の若年層はお手伝いに対する報酬を得ながら旅ができるので、交通費等の負担を感じることなく、地方を訪れることができ、さらに、お手伝いや交流体験を通じて、通常の観光では知ることのできない地域の魅力を知ることができます。また、受入側にとっても、人手不足を解消できるだけでなく、利用者とのコミュニケーションを通じて、将来的に地域づくりに参画し得るような地域外の人との関係性が構築できるという利点があります。

実際に、利用者の地域への再訪率は6割となっています。この中には、祭りの時期になると受入地域を再訪するようになった利用者や、受入地域で地域づくりのイベントを開催し、都市部から多くの大学生を招き入れた利用者等もあり、関係人口の創出が見られるようになっています。

代表取締役 CEO の永岡里菜ながおかりなさんは「おてつたびを通して、出身地や居住地以外にも特別な地域を誰もが持ち、人の対流が自然と生まれる社会にしたい」と語っています。

（「小さな拠点」の形成に向け関係省庁が連携して取組を推進）

「小さな拠点」づくりは、中山間地域等の集落生活圏において、安心して生活できる環境を維持していくために、地域住民が地方公共団体や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能を集約・確保、地域の資源を活用した仕事・収入の確保等を行う取組です。「小さな拠点」は、令和元（2019）年5月時点で、全国で1,181か所形成されています。

政府全体で小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた地域支援に取り組む中で、関係省庁が連携し、全国フォーラムの開催や優良事例の紹介、地方創生カレッジ等を活用した人材育成等の支援を実施しています。また、農林水産省では、農山漁村振興交付金による地域の活動計画策定への支援を通じて、小さな拠点の形成に向けて、地域の特性を活かした農林水産物の生産や6次産業化による高付加価値化、農協、郵便局等地域内外の多様な組織との連携を推進しています。

事例 地域マネジメント法人による農業の継続、「小さな拠点」の形成（新潟県）

数多くの棚田を有する新潟県十日町市は、魚沼産コシヒカリの産地として知られていますが、市内全体の平均積雪は2 mを超える豪雪地でもあります。

平成 13（2001）年に農業体験交流施設、農産物直売所等からなる道の駅「瀬替えの郷せんだ」が整備されましたが、小学校の廃校や地区唯一の店舗が閉店になるなど、生活面において大きな問題が発生しました。

営農継続や地域コミュニティの維持に危機感を持った地域住民は、平成 22（2010）年、地域住民が主体となり「株式会社あいポート仙田」を設立しました。「株式会社あいポート仙田」は、中山間地域等直接支払制度の協定の事務局機能のほか、営農の継続が困難になった農家からの農作業の受託、高齢者世帯の屋根の雪下ろし作業等を行っています。

平成 24（2012）年には、市から「瀬替えの郷せんだ」の指定管理業務を受託し、農産物直売所兼日用品販売の店舗を開設し地域の無店舗状態を解消しました。法人の設立当初の総売上は 2,000 万円程度で、農業生産だけの収入でしたが、平成 30（2018）年には直売所や食堂事業等の業務拡大により 5,400 万円と大幅に増加しました。道の駅は交流イベントの開催や高齢者の寄り合いの場としても活用され、生活支援の拠点となっています。

また、道の駅には、農業研修生や高齢者が宿泊・生活できる施設が併設され、農業技術の習得や冬季間の高齢者の生活を支えています。

このように、あいポート仙田が地域マネジメント法人として、農作業だけでなく、道の駅を拠点とした農産物や日用品の販売、交流イベントの開催や研修・宿泊施設との連携等により生活支援を行い、「小さな拠点」の形成に役立っています。

（特定地域づくり事業推進法により若者等の農村定住を推進）

田園回帰に注目が集まりつつある中、特定地域づくり事業推進法が令和元（2019）年 12 月に公布され、令和 2（2020）年 6 月に施行されることとなりました。この法律により、地域人口の急減に直面している地域において、地域の様々な事業者が出資し、地域外の若者等を雇用する事業協同組合を設立した場合に、労働者派遣法の特例や組合の設立支援に係る経費について財政上の措置を受けられるようになります。組合設立に当たっては、農協等が農業者等の調整役を担うことが期待されています。事業協同組合は農林水産業等の地域の多様な仕事を組み合わせて年間を通じた雇用を創出し、国、地方公共団体は事業協同組合に情報提供や助言のほか、財政上の支援も行います。この制度を活用することにより、地域外の若者等が地域内に定住して働くことができるようになり、地域社会の維持及び地域経済の活性化が期待されます。

例えば、播種や収穫等で忙しい時期が偏る農業や、海水浴やスキー等の人手が必要な時期が決まっている観光業等、単独の事業者では雇用を 1 年間継続することが難しい事業であっても、事業協同組合が事業者間の労働需要の季節変動を調整することによって、年間を通じた労働力、雇用を確保することができます。

事例 集落活動センターによる地域の活性化（京都府）

京都府南丹市美山町鶴ヶ岡地区は、南丹市中心部から北へ約 35km の場所であり、人口 673 人、317 世帯、高齢化率 45 % の地区です。鶴ヶ岡地区から市中心部までは、バスを乗り換えて約 1 時間かかるうえに、バスの便数も僅かであるため、アクセスが悪い地区となっています。

同地区では、住民が出資して「有限会社タナセン」を設立し、食料品や日用雑貨を扱う店舗として「ムラの駅たなせん」を運営しています。店舗周辺には郵便局、南丹市美山林業者等健康管理センター（診療所）等の各種生活サービス機能を集積させました。

また、自治会、村おこし推進委員会、地区公民館等が連携して「鶴ヶ岡振興会」^{つるが おかしんこうかい}を設立し、地域内無償移送サービスの提供や、スマホのアプリを活用した高齢者の安否の確認をしています。さらに、ジビエや旬の食材を活かした定期営業の食堂の開設によって、地域の活性化を図ったり、小中学校の農家宿泊体験学習の受入れによって地域の魅力を発信したりしています。

第 2 節 中山間地域の農業の振興

中山間地域^{かんよう}は、農業生産条件が不利である一方、農業生産活動を通じ、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、様々な機能を有しています。農林水産省では、施行された棚田地域振興法の枠組みによる取組を始め、中山間地域の振興に向けて必要な支援を進めています。

（地域資源を活かすことで収益力のある農業を実現）

中山間地域は、我が国の人口の 1 割、総土地面積の 7 割、農地面積と農業産出額では 4 割を占めており、我が国の食料生産を担うとともに、豊かな自然や景観を有し、多面的機能の発揮の面でも重要な役割を担っています。

一方で、傾斜地が多く存在し、ほ場の大区画化や大型農業機械の導入、農地の集積・集約化等が容易でないため、生産性の向上が平地に比べて難しく、人口減少、高齢化による担い手不足等とあいまって、営農条件面で不利な状況にあります。

1 経営体当たりの経営規模で見ると、経営耕地面積規模が 1.0ha 未満の経営体の割合は、平地農業地域で 4 割であるのに対し、中山間地域では 6 割となっています。

また、中山間地域は、野生鳥獣の生息地となる山林と農地が隣接することから、平地に比べて農作物の鳥獣被害を受けやすく、荒廃農地が発生しやすい環境にあります。

このような不利な営農条件下にあるものの、中山間地域特有の冷涼な気候や清らかな水を活かして良食味の米や伝統野菜を栽培するなど、地域資源を活かすことで収益力のある農業を実現する地域もあり、今後も特色ある農業や 6 次産業化の取組が展開されることが期待されています。

事例 レタス等の高収益作物の生産と担い手の経営規模の拡大（群馬県）

群馬県 昭和村、沼田市ほかからなる赤城西麓地区は、地域の一部が特定農山村地域にも指定されています。同地区では降水量が少なく、常に干ばつ被害を受ける不安定な農業経営を余儀なくされていました。

このような状況の中、昭和 56（1981）年度から始まった国営かんがい排水事業等によって、頭首工や用水路の整備、農地の区画整理等が行われ、農業用水の安定的な供給が可能となるとともに、担い手への農地の集積や経営規模の拡大が進展しました。これにより、レタスやほうれんそうの作付面積が増加したほか、こんにゃく収穫量が全国シェアの上位を占めるようになり、高収益作物の生産拡大が進みました。

その結果、昭和村における 1 戸当たりの農業所得は約 2 倍に増加しました。

（農業生産基盤強化プログラムにより中山間地域の基盤整備と活性化を推進）

令和元（2019）年 12 月に農業生産基盤強化プログラムが策定され、棚田を含む中山間地域の基盤整備と活性化を推進することとされました。

これを受けて、農林水産省では、中山間地域における所得向上に資する農産物の生産・販売等の促進、基盤整備と生産・販売施設等の整備の一体的な推進、棚田地域の景観修復等の棚田保全・振興の取組開始に必要な環境整備の推進により、令和 6（2024）年度までに地域資源を活用した取組等を行う地区を 250 地区創出することとしています。

（山村地域の特性を活かした産業の育成による雇用と所得の増大）

国土面積の 47 % を占める振興山村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等に重要な役割を担っていますが、人口減少、高齢化等が他の地域より進んでいることから、国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるよう、地域の特性を活かした産業の育成による就業機会の創出を図ることが重要です。

このため、農林水産省は、農山漁村振興交付金の山村活性化対策により、振興山村の山菜やくり、ゆず、木工品等の特色ある地域資源を活かした新商品の開発や販路開拓等を支援し、地域の雇用と所得の増大を図っています。

事例 6 次産業化で中山間地域の課題解決に取り組む地域（福島県）

福島県三島町大登地区は特定農山村地域、過疎地域、振興山村地域に指定される中山間地域で、鳥獣被害と耕作放棄地の発生に悩まされてきましたが、これらの課題解決に取り組むため、町が出資し、農地所有適格法人桐の里産業株式会社を設立しました。町、桐の里産業、民間企業がコンソーシアムを形成し、農地中間管理事業を活用して、大規模農地を復元し、エゴマの栽培を開始することとなりました。エゴマは、必須脂肪酸である α -リノレン酸を豊富に含んでおり、美肌、健康等に効果があることに加え、独特のにおいがあることから鳥獣の被害を

受けにくいものです。また、生産したエゴマの搾油、瓶詰め等を行うことで、地域の雇用創出にも寄与しています。

桐の里産業が販売するエゴマ油は、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構が運営する里の物語オンラインショップで1本（100g）2千円と高値で販売されています。スーパー等で低価格帯で販売されている外国産エゴマと異なり、良質な国産エゴマ油として、消費者から好評を博し、リピーターもついています。

エゴマ油を販売した利益の一部は、地域の鳥獣被害対策のために用いられ、地域の課題解決に貢献しています

（棚田保全に向けた動きと棚田地域振興法の施行）

山の斜面や谷間の傾斜地に階段状に作られた水田のことを棚田といいます。棚田は、農産物の供給にとどまらず、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を有しています。しかし、地形的に条件が厳しい棚田の保全には多大なコストを要するのが実情であり、高齢化の進展等により、棚田が荒廃の危機に直面しています。

一部の棚田地域では、棚田の美しい景観を活かした観光や、棚田オーナー制度、農泊や農業体験学習を通じた都市住民との交流、棚田米やその加工品の販売等、棚田の持つ多様な魅力を活かした取組が行われていますが、そのような地域は限定的です。また、棚田の保全や地域振興に活用できる各府省庁の既存の施策があるものの、十分に周知・活用されていないという状況があります。

このような背景の下、令和元（2019）年8月、棚田地域振興法が施行され、市町村や都道府県、農業者、地域住民等の多様な主体が参画する地域協議会による棚田を核とした地域振興の取組を、関係府省庁横断で総合的に支援する枠組みが構築されました。新たな枠組みの中で、棚田地域の振興に関する事業を取りまとめて毎年度公表するとともに、関係府省庁の職員からなる棚田地域振興コンシェルジュが、地域協議会の体制づくりから活動の実施まで、幅広い相談に応じながら、様々な施策の活用促進を図っていくこととしています。

（棚田カードプロジェクトチームを立ち上げ）

農林水産省では、棚田地域を盛り上げ、棚田の保全につなげる取組の第一歩として、都道府県に呼びかけ、棚田カードプロジェクトチームを立ち上げました。棚田の持つ魅力と棚田で行われている保全活動の実態を知ってもらい、棚田に馴染みのない人でも棚田を訪れるきっかけになるよう棚田カードを作成し、令和元（2019）年7月からそれぞれの棚田地域で配布を開始しました。また、棚田地域全体を盛り上げるために「棚田に恋」をキャッチコピーとしたポスター等を作成し、棚田に関心を持ってもらえるよう情報発信を行っています。

事例 棚田を核に地域おこし（長崎県）

長崎県平戸市の春日集落は、平成 22（2010）年に文化庁の重要文化的景観に選

定されました。これをきっかけに、市の農業部局にとどまらず、文化財部局のサポートも得て、集落で議論を重ね、集落の全世帯（約 20 世帯）が参加した協議会「安満やすまんの里春さとかすがこう日講」が立ち上げられました。

協議会では、文化庁事業も活用した歩道整備や案内看板の設置等、歴史や景観に配慮した環境整備のほか、石積みの修理、災害の復旧等の棚田の維持管理を行っています。また、耕作放棄地を活用した農業体験や棚田米を使った日本酒やお菓子の商品化等の取組を進めています。

平成 30（2018）年には、棚田を含む集落が世界文化遺産に登録されたこともあり、メディアの取材等が増加し結果、平成 29（2017）年度まで年間 1,500 人だった観光客は、平成 30（2018）年度には 2 万人にまで増加しました。

このような中、文化庁事業を活用して空き家を改修した集落拠点「かたりな」では、地域の高齢者がスタッフとして来訪者をもてなすことにより、住民と来訪者が相互に刺激を受ける、理想的な文化観光の形ができつつあります。

今後、持続的な仕組みづくりと農泊や農家カフェ、6 次産業化等に更に取り組むことにより、訪ねる人との交流を核とした経済活動を含む取組につなげていくこととしています。

第 3 節 農泊を中心とした都市と農山漁村の共生・対流

農泊とは、農山漁村において農家民宿や古民家等に滞在し、我が国ならではの伝統的な生活体験や農村の人々との交流を通じて、その土地の魅力を味わってもらう農山漁村滞在型旅行のことです。農泊を通して、都市住民や訪日外国人旅行者等を農山漁村に呼び込み、宿泊してもらい、また地域の食材を活用した食事メニューや自然、伝統文化等の体験プログラム等を提供することにより、地域の所得向上や雇用の創出、さらには農業や農村への理解の促進が期待されます。

（農泊をビジネスとして実施できる体制を持った地域の創出）

都市と農村の交流は、都市住民の農業・農村に対する関心を向上させるだけでなく、農村住民にとっても、地域の魅力を再発見し、生きがいと活性化をもたらす大きな役割を果たしています。

このような中で、平成 28（2016）年 3 月に閣議決定された「明日の日本を支える観光ビジョン」では、「日本ならではの伝統的な生活体験と非農家を含む農村の人々との交流を楽しむ農泊を推進する」とされ、これを受けて関係省庁が連携して農泊を積極的に推進しています。

農泊は、観光立国推進基本計画等の関係施策にも位置付けられ、令和 2（2020）年までに、農泊を持続的なビジネスとして実施できる体制を持った地域を 500 地域創出することとされています。農林水産省では農山漁村振興交付金の農泊推進対策により、令和元（2019）年 10 月現在、全国で 515 地域を採択し、農泊の取組を支援しています。

（農泊の体制整備は進みつつあるものの一層の環境整備が必要）

平成 29（2017）年度から実施している農山漁村振興交付金の農泊推進対策により、宿

泊、食事、体験プログラム等を提供する地域の多様な関係者を構成員とする協議会や農泊実施の中心となる役割を担う法人の設立等体制の整備は進んでいます。その結果、平成 30（2018）年度までに支援した 349 地域において、体験プログラム数は、支援前の平成 28（2016）年度末の 3,672 件から平成 30（2018）年度末には 4,708 件に増加しました。また、延べ宿泊者数は平成 28（2016）年度の 288 万人から平成 30（2018）年度には 366 万人へと増加し、中でも訪日外国人旅行者の延べ宿泊者数は約 12 万人から 2.3 倍となる約 28 万人に増加しました。

一方、利用者のニーズに対応した農泊らしい地域を創出するためには、農家民宿、古民家等の魅力的な宿泊施設の整備、更なる食事メニューや体験プログラムの充実が課題となっています。

また、訪日外国人旅行者の受入れに重要となる無線 LAN、洋式トイレ、キャッシュレス決済、外国語に対応した Web サイト等を備えている農泊地域は、依然として少なく、例えば、外国語 Web サイト等を提供している農泊地域は、349 地域のうち 149 地域と全体の 43 %にとどまっています。

このため、引き続き、地域の資源を最大限活用し、ジビエ料理等の食事メニューや農業、文化、自然等の体験プログラムの開発、農家民宿等の宿泊施設の整備のほか、インターネット予約を含む外国語 Web サイトの対応等の支援を行っています。

また、内閣府の世論調査では、半数以上が農泊の「意味を知らず、言葉を聞いたこともなかった」と回答しました。世代別で見ると、20 代以下の層では特に認知度が低くなっており、若い世代を中心に、農泊の周知に取り組むことが必要です。

（地方部における外国人宿泊者数は増加）

農泊は、都市住民だけでなく、訪日外国人旅行者にとっても、普段の生活では味わえない我が国の魅力に触れられる貴重な機会です。

日本政府観光局（JNTO）の調査によれば、令和元（2019）年の訪日外国人旅行者数については 3,188 万人となり、前年と比べ 2.2 %増加し過去最高を記録しました。また、旅行消費額は 4 兆 8,135 億円、地方部における延べ宿泊者数は 3,921 万人泊となり、いずれも過去最高を記録しました。

こうした訪日外国人旅行者の旅行消費額のうち、飲食費は 1 兆 397 億円となっているほか、買物代のうち、菓子類、酒類、生鮮農産物等食料品の購入費は、3,268 億円となっています。これらの訪日外国人旅行者の日本食・食文化への需要を農山漁村に呼び込むことで、農山漁村地域の所得の向上等を図るとともに、訪日外国人旅行者数の更なる増加と我が国の農林水産物・食品の輸出拡大につなげるといった好循環を構築していくことが重要です。

実際に、地方部に宿泊する外国人の割合は 4 割程度となっており、地方部への関心が高まっています。また、都道府県別に過去 5 年間の外国人宿泊者数の増加率を見ると、青森県、宮城県、山形県、福島県、岡山県、香川県で 4 倍以上となっており、今後、地方部における農泊の取組が更に拡大されていくことが期待されます。

（「SAVOR JAPAN」認定地域に 6 地域を追加）

このように、地方部に宿泊する外国人が増え、本場の日本食を体験したいという外国

人のニーズが高まっている中で、農林水産省は、地域の食・食文化や農林水産業を核に訪日外国人旅行者を中心とした観光客を誘致する地域を認定する取組「SAVOR JAPAN（農泊食文化海外発信地域）」を始めました。SAVOR JAPANとして認定された地域は、前年度から6地域増え、令和元（2019）年度では全国で27地域となりました。

事例 農泊により海外や都市との交流人口が増加（宮崎県）

宮崎県高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、諸塚村、椎葉村の5町村を対象とするフォレストピア高千穂郷ツーリズム協会は、平成24（2012）年に、交流人口の増加を図る取組として設立されました。

ゲストハウスや集落ボランティアセンターを中心として、フットパス*、焼畑、山暮らし、薫・竹細工等の交流プログラムの体験に加え、神楽料理、焼畑料理といった地域の食の提供、農泊の推進、学校の教育旅行、一般旅行者の誘致を行い、高千穂地域の魅力を発信、地域活性化を図っています。

設立当初の受け入れ可能な家庭は、民宿も含め33戸でしたが、現在は65戸と増加したほか、中国や台湾の高校生の修学旅行も受け入れています。協会では、平成28（2016）年で千人であった外国人観光客を令和3（2021）年には3千人まで増やすことを目指しています。平成29（2017）年、九州では第1号となるSAVOR JAPANに認定されました。

* 森林や田園地帯、古い町並み等地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くことができる散歩道のこと

（「子ども農山漁村交流プロジェクト」により都市農村交流を推進）

農山漁村体験は、子供が自然や歴史、文化等について学び、理解を深めることで、生命と自然を尊重する精神や環境保全に対する意識を養います。また、農林漁業の意義を理解させるとともに、それらを通じて人と人とのつながりの大切さを認識させることで、子供の生きる力を育むことができます。さらに、都市部の児童生徒が小中高の各段階において、地方へのUIJターンの基礎を形成することも期待できるなど、一定期間農山漁村に滞在し、農山漁村体験を行うことの意味合いは大きいと考えられます。このため、農林水産省を含む関係省庁は、都市農村交流の一環として、子供が農山漁村に宿泊し、農林漁業の体験や自然体験活動等を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進しています。

コラム 子供の農山漁村体験の効果

子供の農山漁村体験は、その後の農業との関わりだけでなく、子供の生活面にも良い影響を与えることが期待されています。

平成19（2007）年の国土交通省の調査によると、子供の頃に農作業体験に参加したことがある者の64％が「農産物直売所の利用や農地トラストに参加した」と回答し、同42％が、「農林業体験や市民農園等に参加した」と回答しています。これら

は、子供の頃の農作業体験がない者に比べて高い割合となっており、子供の頃の農作業体験が、その後の農業への関わりに良い影響を与えていることが分かります。

また、農山漁村体験の前後で、「身の回りの整理整頓をするようになった」、「自然にふれ合うようになった」、「ボランティアに参加することが大事と思うようになった」という問いに対し、肯定的に回答する割合が増加しており、子供の生活面や意識にも良い影響があることが分かります。

（「ディスカバー農山漁村の宝」に 31 地区と 5 人を選定）

農林水産省と内閣官房は、平成 26（2014）年度から、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例を「ディスカバー農山漁村の宝」として選定しています。こうした優良な事例を全国に発信することで横展開が図られること等が期待されます。

令和元（2019）年 6 月には、それまでに選定された地区等が集まる「サミット」を開催し、選定後も意欲的に活動に取り組む最優良地区として和歌山県有田市の株式会社早和果樹園を選定・表彰したほか、選定地区の中から情報発信を行うアンバサダーを決定するなどのイベントを行いました。また、令和初となる第 6 回選定では 31 地区及び新設された個人部門で 5 人が選定されました。

事例 茶・抹茶の海外展開で輸出売上を増加（静岡県）

静岡県島田市にある杉本製茶株式会社は、ディスカバー農山漁村の宝（第 6 回選定）に選定されました。杉本製茶株式会社は、茶生産農家の所得向上や後継者確保のため、国内の中小製茶企業に先駆けて、輸出事業に着手し、海外展示会への出展や輸出向けの施設整備等に取り組みしました。

その結果、現在は茶・抹茶を 22 か国*へ輸出し、輸出売上高は平成 26（2014）年の 8,000 万円から平成 30（2018）年には 5 億円に増加しています。

このほか、地元高校生による欧米の茶流通に関する研究の支援等にも取り組んでいます。

ディスカバー農山漁村の宝では、これらの取組が評価され、ビジネス部門において準グランプリを受賞しました。

杉本製茶代表取締役の杉本博行さんは「今後も世界各国へ日本茶の情報発信を行い、日本茶の素晴らしさを伝えていくとともに、新規の輸出国を増やし世界中に日本茶のファンを増やしていけるように努力してまいります。」と話しています。

*令和 2（2020）年 3 月時点

第 4 節 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮

農村の人口減少、高齢化により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。この

ため、国民の大切な財産である多面的機能が適切に発揮されるよう地域活動や営農の継続等に対して支援を行っていく必要があります。また、併せて国民の理解の促進を図る必要があります。

（農業・農村の多面的機能の効果）

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生まれる様々な機能を農業・農村の多面的機能といます。多面的機能の効果は、農村の住民だけでなく国民の大切な財産であり、これを維持・発揮させるためにも農業を継続することが重要です。

近年、各地で記録的な降雨による洪水被害等が頻発していますが、農業・農村の様々な機能の一つに、ため池や水田、畑が雨水を一時的に貯留し洪水を軽減する役割があります。

三重県津市の安濃川流域において、10年に1回発生するような雨（3日間の連続雨量）を用いて行ったコンピュータによる洪水シミュレーションの結果では、「水田がある場合（現況）」と「水田がない場合（水田が全て宅地化されたと仮定）」とで下流の河川流量を比較した結果、水田があることにより降雨後の河川のピーク流量が低減され、ピーク時刻が遅くなることが確認されています。

（多面的機能に関する国民の意識）

令和元（2019）年8月から9月にかけて農林水産省が行った多面的機能に関する Web アンケートでは、多面的機能の中で特に重要だと思う役割については、「雨水を一時的に貯めて洪水を防ぐ」と回答した割合が最も高く、次いで「田畑や水路が多様な生きもののすみかになる」でした。

一方、わかりにくいと思う役割については、「医療・介護・福祉の場となる」と回答した割合が最も高く、次いで「日々の作業を通じて土砂崩れを防ぐ」の順でした。

引き続き、多面的機能の内容や重要性に関する国民の理解を広げるために、パンフレットの作成等や全国各地のイベント等における普及・啓発活動により、多面的機能に関する分かりやすい情報提供に努めていくこととしています。

（多面的機能の保全に対する価値評価）

平成 13（2001）年の日本学術会議の答申時には価値評価が行われていなかった機能を中心とした5つの役割を対象として、Web アンケートにより多面的機能の保全に対する価値評価を行いました。

アンケートでは、何もしなければ今後 20 年間で5つの役割が約 10 %失われるため、これらの役割を守るために農業生産活動の継続を支援する基金を設立することを仮想状況とし、基金に対する募金額を質問しました。

アンケート結果を基にそれぞれの役割に対する1世帯当たりの平均支払意思額を算出した結果、「生きもののすみかになる役割」、「農村の景観を保全する役割」の保全に対する支払意思額が高い結果となりました。

（多面的機能の維持・発揮を図るため日本型直接支払制度を推進）

農林水産省では、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、平成 26 (2014) 年度に日本型直接支払制度を創設し、平成 27 (2015) 年度から、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として、地域の共同活動や中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援しています。

事例 日本型直接支払制度の3つの支払制度の連携（新潟県）

新潟県糸魚川市では、制度創設時から中山間地域等直接支払制度、農地・水・環境保全向上対策に取り組み、地域の農業と農村環境の維持・向上を図っています。取組組織数の増加に伴い、地域の組織と市の事務負担が増大したため、段階的に組織を統合し、広域化を図ってきました。

市の呼びかけによって、平成 27 (2015) 年度から日本型直接支払制度（多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度、環境保全型農業直接支払制度）の事務支援を行う「糸魚川市日本型直接支払運営委員会」を設置し、個別相談や現地指導、書類提出のサポートを一元的に行っています。

組織の広域化と運営委員会の設置によって、市の事務作業が大幅に軽減されるとともに、運営委員会が一元的な相談窓口となることにより、組織に対してきめ細かな指導を行うことが可能となり、3つの支払制度がより効率的かつ効果的に活用できるようになっています。

（多面的機能支払制度により 242 万人・団体が活動）

多面的機能支払制度は、農地や水路等の保全管理により農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮することを目的とし、平成 19 (2007) 年に始まりました。現在は日本型直接支払制度の一つとして実施しています。

多面的機能支払制度によって、農地、水路、農道等の地域資源の基礎的保全活動等の共同活動を支援したこと等により、平成 30 (2018) 年度には、その活動組織数が 2 万 8 千となり、取組面積も前年度に比べて 2 万 7 千 ha (1.2 %) 増加の 229 万 ha となりました。また、非農業者等の共同活動への参画が拡大し、平成 30 (2018) 年度には 242 万人・団体が活動するとともに、農業水利施設等の適切な保全管理等、多様な効果が発現しました。

農林水産省は、令和元 (2019) 年 11 月に全国各地の先進的な活動事例を紹介する全国研究会を開催し、活動組織や推進組織、地方公共団体職員等から 500 人が参加しました。本研究会では、平成 30 (2018) 年度末に公表した施策評価の報告や消費者団体代表による講演、女性が活躍している組織や土地改良区と連携した組織による活動事例発表のほか、「女性の活躍による地域コミュニティの活性化」をテーマにパネルディスカッションが行われました。

（中山間地域等直接支払制度により 7.5 万 ha の農用地の減少が防止）

中山間地域等直接支払制度は、平地に比べ自然的・経済的・社会的に不利な営農条件下にある中山間地域等での農業生産活動を継続することを目的として平成 12 (2000) 年

度に始まり、現在は日本型直接支払制度の一つとして実施されています。

具体的には、集落等ごとに、耕作放棄の防止活動や水路・農道等の管理、機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践等についての目標等を定めた協定を締結し、これらを実践する場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

平成 30（2018）年度における中山間地域等直接支払制度の協定の本数は 2 万 6 千協定となり、交付面積は、前年度に比べ 2 千 ha（0.3 %）増加の 66 万 4 千 ha となりました。

令和元（2019）年 8 月に公表した「中山間地域等直接支払制度（第 4 期対策）の最終評価」では、平成 27（2015）年から平成 31（2019）年までに、7.5 万 ha の農用地の減少が防止されたと推計し、中山間地域等直接支払制度が農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮に重要な役割を果たしているとされています。

また、本最終評価によると、ほぼ全ての地方公共団体が本制度を前向きに評価するなど、中山間地域等の農業・農村を維持・発展させていく上で必要な制度として高い評価を得ています。人口減少や高齢化といった課題の中、人材の確保、集落間や多様な組織との連携、事務の簡素化等について見直しを図りつつ、今後も中山間地域等直接支払制度を継続していくことが必要です。

（環境保全型農業直接支払制度により温室効果ガスが年間 14 万 t 削減）

環境保全型農業直接支払制度は、多面的機能支払制度と同様に平成 19（2007）年度に農地・水・環境保全向上対策として始まり、現在は日本型直接支払制度の一つとして実施されています。

環境保全型農業直接支払制度では、化学肥料、化学合成農薬の使用を慣行レベルから原則 5 割以上低減させるとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を実施する農業者団体等を支援しています。具体的には、全国共通取組であるカバークロップ（緑肥）の作付け、堆肥の施用、有機農業のほか、地域特認取組として、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して取り組むことができる取組も支援しています。平成 30（2018）年度における実施市町村数は 885 市町村、実施件数は 3,609 件、実施面積は 7 万 9,465ha となりました。

農林水産省は、令和元（2019）年 8 月に、「環境保全型農業直接支払交付金最終評価」において、平成 27（2015）年度から令和元（2019）年度までの実施期間の施策の点検と効果の評価の結果を公表しました。この中で、地球温暖化防止効果については、有機農業、カバークロップ等の取組について評価したところ、温室効果ガス削減量の合計は、年間で 14 万 3,393 t となりました。また、生物多様性保全効果については、有機農業、冬期湛水管理等の取組について評価したところ、ほとんどの取組において「効果が高い」という結果になりました。

今後は、事務手続の負担軽減等の諸課題を踏まえた見直しを行い、取組全体の質の向上と面的な広がりを目指すこととしています。

（農業遺産等を活用した地域活性化の取組と多面的機能に関する国民の理解を促進）

世界農業遺産は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性ある伝統的な農林水産業システムを FAO（国際連合食糧農業機関）が認定する制度です。令和 2（2020）年 3 月時点で、世界で 22 か国 59 地域が認定されており、そのうち我が

国は 11 地域を占めています。

また、日本農業遺産は、我が国において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を農林水産大臣が認定する制度で、令和 2（2020）年 3 月時点で 15 地域が認定されています。

さらに、世界かんがい施設遺産は、歴史的・社会的・技術的価値を有し、かんがい農業の画期的な発展や食料増産に貢献してきたかんがい施設を国際かんがい排水委員会（ICID）が認定する制度です。令和 2（2020）年 3 月時点で、世界で 15 か国 91 施設が認定されており、そのうち我が国における認定施設は 39 施設に上ります。

事例 菊池のかんがい用水群が世界かんがい施設遺産に認定（熊本県）

令和元（2019）年 9 月、十石堀（茨城県）、見沼代用水（埼玉県）、倉安川・百間川かんがい排水施設群（岡山県）、菊池のかんがい用水群（熊本県）の 4 施設が新たに世界かんがい施設遺産として認定されました。

このうち、菊池のかんがい用水群は、1615 年の「築地井手」の建造に始まり、4 つの井手や隧道から構成される菊池川を水源とした施設群です。これらの施設は水田開発や山間部における飲料水の安定的な確保を可能とし、地域住民による適切な維持管理により数百年経った今も機能を低下させることなく約 615ha の水田を潤しています。現在では、井手を下る「イデベンチャー」や宝永隧道内の小学生向け見学会等の施設を活用した地域活性化の取組も展開されています。

また、令和 3（2021）年に熊本市で開催される予定のアジア・太平洋水サミットでは、世界かんがい施設遺産をテーマとしたシンポジウムや熊本県内の 4 つの世界かんがい施設遺産を舞台とした体験型視察が実施される予定です。

これを契機に、熊本県内のかんがい施設の重要性が広く国内外に情報発信されることが期待されます。

認定された農業遺産やかんがい施設遺産を将来にわたって継承していくためには、これらを地域資源として活用し、地域の活性化と多面的機能に関する国民の理解の促進につなげていくことが重要です。このため、各認定地域や認定施設では、認定を契機とした農産物のブランド化や観光客の増加、教育活動等に積極的に取り組んでいます。

農林水産省では、認定地域や認定施設における取組の効果をより大きくするため、地域や施設で構成する全国ネットワーク等を活用した地域活性化等の更なる展開に取り組むとともに、首都圏の電車内や駅構内における動画の紹介、イベントの開催・出展、SNS を活用した情報発信等を通じて、制度に対する国民の理解と認知度の向上に取り組んでいます。

事例 ラグビーワールドカップ開催期間の成田空港での情報発信（石川県）

石川県能登地域では、ラグビーワールドカップで来日した外国人旅行者に、世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」の魅力を知ってもらうため、令和元（2019）年 9 月 17 日から 21 日までの間、成田空港において、地域工芸品の制作体験や、農泊施設等旅行先の紹介を行いました。

訪日外国人旅行者からは「ラグビー観戦で来日したが、滞在期間中にレンタカーで能登に行ってみたい」、「景観が良く、日本酒も飲んでみたい」と好意的な声が聞かれました。

第5節 鳥獣被害とジビエ

野生鳥獣をめぐっては、生息数の増加等により深刻な農作物被害が全国的に発生しており、また、車両との衝突事故や住宅地への侵入等の被害も問題となっています。一方で、捕獲した有害鳥獣をジビエとして利用していくことで農山村における所得向上等が期待されており、マイナスの存在であった有害鳥獣をプラスの存在に変えていく取組が進められています。

(1) 鳥獣被害の現状と対策

(野生鳥獣による農作物被害額は 158 億円)

平成 30 (2018) 年度の野生鳥獣による農作物被害額は 158 億円で、多いものから、シカ、イノシシ、鳥類、サルによるものとなっています。また、その推移を見ると、被害防止対策の推進等により、年々減少傾向が続いています。しかしながら、野生鳥獣による被害は営農意欲の減退をもたらし、耕作放棄や離農の要因になることから、数字として表れる以上に農山村に深刻な影響を及ぼしています。

(ICT を利用した「スマート捕獲」の展開)

野生鳥獣による被害防止のため、鳥獣被害防止特措法に基づき、平成 31 (2019) 年 4 月末時点で 1,489 市町村が鳥獣被害防止計画を策定しています。そのうち 1,198 市町村が鳥獣被害対策実施隊を設置しており、各市町村において様々な対策が行われています。

このような中、近年では、ICT を利用した「スマート捕獲」が注目されています。例えば、わなにカメラを取り付け、その映像をパソコンやスマートフォンで確認することにより、わなの見回り労力の軽減につながっています。また、わなに取付けたセンサーによって頭数や獣種を判別することにより、狙った獲物だけを捕獲することが可能となります。これにより、1 頭よりも複数頭を、幼獣よりも成獣を捕獲することができるようになることから、作業効率が向上しています。

シカとイノシシの捕獲頭数は平成 20 (2008) 年度からの 10 年間で 2 倍に増加しており、特に被害防止等を目的とした市町村長等の許可に基づく捕獲が増えています。継続的な対策により、全体として被害金額は減少傾向にあるものの、被害金額を地域別に見ると、鳥獣の生息域の拡大や地域における対策の取組状況等により、被害が増加している地域もあることから、引き続き、地域の実情に合わせた対策が必要となっています。

(2) 消費の広がるジビエ

(ジビエ利用量は前年度から 15.8 % 増加)

捕獲した有害鳥獣を地域資源と捉え、ジビエとして有効活用することで、農山村の所得が増加するとともに、捕獲意欲が向上し、農作物被害や生活環境被害の低減につながることが期待できます。

平成 30 (2018) 年度に食肉処理施設において処理された野生鳥獣のジビエ利用量は、前年度に比べ 15.8 % 増加の 1,887 t となりました。

一方で、ジビエ利用率は、年々増加傾向にあるものの、平成 30 (2018) 年度はシカで 13 %、イノシシで 6 % となっており、依然として低い水準にとどまっています。

また、野生イノシシの CSF 感染が確認されている地域ではジビエ利用ができなくなっていることにより、食肉処理施設への影響も生じているため、シカの利用への転換等の対策を進めるほか、野生イノシシにおける感染拡大防止の取組を進めています。

(処理加工体制の整備や関係者間の情報共有が重要)

ジビエ利用量を増加させるためには、食肉処理施設の増設による受入れや処理加工能力の拡大のほか、車内で一次処理を行うことができ、遠方からでも肉質を落とさずに搬入できるジビエカーの導入、捕獲・搬送段階で適切な衛生処理ができる捕獲者の育成等が重要です。また、未利用部位の活用や、ペットフード等の食肉用途以外の活用の推進等によって、新たな需要が生まれることや処分コストが低減されることが期待されています。

また、ジビエは畜産物とは異なり、供給量や品質が安定しないことから、需要者が希望するロットを確保できない場合もあるなど、その不安定さが流通の阻害要因となることがあります。このため、捕獲、受入れ、処理加工、販売の各段階の情報を関係者が共有できるシステムを構築することにより、円滑な流通の実現を図る必要があります。例えば、長野県長野市の長野市ジビエ加工センターでは、ICT を活用し、識別番号による個体管理を行うシステムによって、受入れ、処理加工、販売までのトレーサビリティの確保と在庫管理を実現しています。

農林水産省では、ジビエ利用を更に拡大させるため、令和元 (2019) 年 10 月にジビエ利用拡大フォーラム及びジビエペットフードシンポジウムを開催し、ジビエ利用モデル地区における我が国の先導的モデルや、ジビエのペットフード利用に取り組む事業者等の優良事例を行政機関や食肉処理施設、ペットフード業界等の関係者に広く紹介しました。

(消費者の安心確保に向けた国産ジビエ認証制度の運用)

ジビエの安全性の向上と透明性の確保を通じて、ジビエに対する消費者の安心と信頼を確保するため、農林水産省は平成 30 (2018) 年 5 月に、国産ジビエ認証制度を開始しました。

同制度は、厚生労働省が定める「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針 (ガイドライン)」に基づく衛生管理の遵守や、流通のための規格・表示の統一を図る食肉処理施設を認証するもので、認証された食肉処理施設は、生産したジビエ製品等に認証マークを表示して安全性をアピールすることができます。令和元 (2019) 年度末時点では、14 施設が認証を取得しており、更なる拡大が期待されます。

(需要拡大に向けてジビエプロモーションを展開)

シカ肉は低カロリーかつ高栄養価の食材として注目されており、アスリート食としての消費の拡大も期待されています。

農林水産省は、ジビエの全国的な需要拡大に向けたプロモーションとして、ジビエを提供している飲食店やイベント情報、国内消費者やインバウンド向け動画等の様々な情報を Web サイト「ジビエト」で紹介しています。

また、消費者がジビエ料理を食べる機会を創出するため、前年度に引き続き、令和元（2019）年度も、全国の飲食店等でジビエメニューを提供する全国ジビエフェアを実施しました。

事例 ジビエを地域の特産品に（石川県）

捕獲したイノシシ^{はくいし}を処分するだけではなく、収入につなげられないかとの思いから、石川県羽咋市では、平成 27（2015）年に食肉処理施設を整備し、捕獲したイノシシを地域資源として活用する「のとしし大作戦」を開始しました。平成 29（2017）年には合同会社のとしし団^{だん}を設立し、ジビエの本格的な生産が始まりました。

ジビエを地域の特産品にするという目標の下、精力的な営業により、地域の飲食店やスーパーといった通年の出荷先を確保しているほか、同社によるぼたん鍋用の精肉はふるさと納税返礼品として登録され、好評を博しています。

このような活動が評価され、平成 30（2018）年度には「ディスカバー農山漁村の宝」のジビエグルメ賞を受賞しました。

事例 野生鳥獣の全頭搬入を目指して（鳥取県）

鳥取県若桜町^{わかさちょう}の食肉処理施設わかさ 29 工房^{にくこうぼう}は、地域で捕獲された野生鳥獣の全頭搬入を目指しており、捕獲者の研修や山中への保冷車での集荷に取り組んでいます。全国の食肉処理施設の 9 割では、シカの年間処理頭数が 500 頭以下にとどまっていますが、平成 30（2018）年度には、同施設では約 2,300 頭の処理を実現しています。

また、鳥取県内のジビエの食肉処理施設として、平成 29（2017）年 6 月には、初めて鳥取県 HACCP 適合施設の認定を受け、令和元（2019）年 7 月には国産ジビエ認証を受けるなど、施設の衛生管理の高度化を図っています。さらに、新たにジビエに取り組む食肉処理施設担当者に対し、解体処理の研修を実施するなど、食肉処理施設をけん引する存在として期待されています。

第 6 節 再生可能エネルギーの活用

太陽光、水力、バイオマス、風力等の再生可能エネルギーは、持続的な利用が可能であるとともに、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減するという優れた特徴を有し、我が国の農山漁村に豊富に存在しています。地域に新たな収益や雇用をもたらす、農山漁村の活性化につなげるためにも、このような再生可能エネルギーを最大限に活用していくことが必要です。

（再生可能エネルギー発電量の割合は 16.9 %に上昇）

エネルギー基本計画を踏まえた長期エネルギー需給見通しでは、総発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合を令和 12（2030）年度までに 22 から 24 %にする目標が示されており、平成 30（2018）年度は前年度から 0.9 ポイント上昇の 16.9 %となりました。また、その内訳を見ると、水力発電が 810 億 kWh、太陽光発電が 627 億 kWh、バイオマス発電が 236 億 kWh、風力・地熱発電が 100 億 kWh となっています。

（農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画を策定した市町村は 61 に増加）

再生可能エネルギーの活用にあたっては、農山漁村が持つ食料供給機能や国土保全機能の発揮に支障を来さないよう、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、地域の農林漁業の健全な発展につながる取組とすることが必要です。このため、農林水産省では、農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、市町村、発電事業者、農業者等の地域の関係者が主体となって協議会を設立し、地域主導で再生可能エネルギー導入に取り組むことを促進しています。

平成 30（2018）年度末時点で、同法に基づく基本計画を作成し、再生可能エネルギーの導入に取り組む市町村は、前年度に比べ 14 市町村増加の 61 市町村、発電設備の整備や発電事業を実施している地区は 12 地区増加の 67 地区となりました。67 地区の内訳を見ると、バイオマス発電を行っている地区が 27 地区、太陽光発電を行っている地区が 24 地区、風力発電を行っている地区が 15 地区となっています。

（農業水利施設を活用した発電により農業者の負担軽減を推進）

農業水利施設の敷地等を活用した太陽光発電施設、風力発電施設、農業用ダムや水路を活用した小水力発電施設については、農業農村整備事業等により国、地方公共団体、土地改良区が実施主体となって整備を進めています。平成 30（2018）年度末時点で、太陽光発電施設は 117 施設、風力発電施設は 4 施設、小水力発電施設は 135 施設が整備されています。これらの発電により得られた電気を自らの農業水利施設で利用することで、施設の稼働に要する電気代が節約でき、農業者の負担軽減につながっています。

（営農型太陽光発電の導入が進展）

農地に支柱を立て上部空間に太陽光発電施設を設置し、営農を継続しながら発電を行う営農型太陽光発電の取組は年々増加しています。平成 30（2018）年 5 月には促進策を定め、更なる推進に努めています。

事例 営農型太陽光発電の取組により電気代を削減（宮城県）

宮城県気仙沼市けせんぬましでトマトを栽培している株式会社サンフレッシュこいずみのうえん小泉農園では、ハウス内の暖房のために使用する重油や電気にかかる経費の高騰が課題となっていたことから、ハウス脇の未利用農地でばれいしよの栽培を行い、その上部に太陽光パネルを設置することで、営農型太陽光発電の取組を始めました。

本取組で得られた電気はハウス内の暖房に利用されており、年間 600 万円ほどの電気代削減につながっています。

(農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本方針を見直し)

農山漁村再生可能エネルギー法が施行後5年となることから、農林水産省は、同法の附則に基づき、令和元(2019)年7月に「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針」の見直しを行いました。

新たな方針では、SDGs やパリ協定といった国際的な状況や、平成30(2018)年に自然災害が多発したことを踏まえ、非常時に備えた農林漁業、食料産業や農山漁村におけるエネルギー源の多層化の手段として、分散型エネルギーシステムの構築が重要としています。また、営農型太陽光発電や木質バイオマス発電とそれに伴って発生する熱の利用等の農山漁村固有の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進することとしています。さらに、農林水産省を始めとした関係府省は、農山漁村等の地域に合わせたエネルギーマネジメントシステム(VEMS)等、地域経済循環につながる地産地消モデルの普及を進めることとしています。あわせて、これまでの地区数による目標設定を経済規模による目標設定に改め、再生可能エネルギー発電を利用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱に係る収入等の経済規模を令和5(2023)年度において、600億円にすることを目指していくこととしています。

事例 エネルギーと食料の地産地消による資源循環のまちづくり(福岡県)

福岡県みやま市では、廃棄物を資源として活用することで、地域でエネルギーを作り出し、地域で消費するという、地産地消型の資源循環のまちづくりを進めています。

平成30(2018)年に稼働を開始した同市のバイオマスセンター「ルフラン」では、家庭や食品工場等から排出された生ごみやし尿、汚泥等をメタン発酵させ、得られた電力や熱を施設内で活用する取組を行っています。また、発酵の際に残る消化液を液肥として地域の水稻、麦、菜種等の栽培に利用し、液肥で育てた農産物を道の駅等で販売することで、資源循環のわができています。さらに、施設の敷地内にある廃校となった小学校を活用し、カフェや食品加工施設、シェアオフィスを運営することで市民の集まる場を提供しています。

これらの取組は地域における先進的な事例として注目を集めており、今後全国に波及していくことが期待されています。

(バイオマス産業都市に7市町村を追加)

地域に存在するバイオマスを活用して、地域が主体となった事業を創出し、農林漁業の振興や地域への利益還元による活性化につなげていくため、関係府省が連携して、地方公共団体等による計画策定や施設整備等の取組を支援しています。

また、関係府省は、経済性が確保された一貫システムの下、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸に、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域をバイオマス産業都市として選定しています。令和元(2019)年度は7市町村が選定され、バイオマス産業都市は全国で90市町村となりました。

(新たなバイオマス利用技術の開発が期待)

バイオマスを活用するためには、熱、ガス、燃料、化学品等に変換し、利用する技術が必要です。このようなバイオマス利用技術については、平成 24 (2012) 年に関係府省で構成されるバイオマス活用推進会議で決定された「バイオマス利用技術の現状とロードマップについて」の中で、その到達レベルを整理しています。令和元 (2019) 年 5 月にはロードマップの見直しが行われ、7 件の技術が新たに追加され、31 件の技術が更新又は見直しとなりました。本ロードマップに掲載された技術について、産学官における更なる研究の推進、早期の実用化が期待されています。

事例 亜臨界水処理技術^{きたみし}を利用し木質バイオマスから飼料^{かくほん}を製造 (北海道)

北海道北見市の株式会社エース・クリーンは、新たなバイオマス利用技術の一つである亜臨界水処理技術を利用し、地域の林業者^{じょうしや}から有償で仕入れたシラカバ等の残材から、肉用牛向けの粗飼料である木質蒸 煮飼料^{かくほん}を製造・販売しています。

亜臨界水処理技術とは、高温・高圧に保たれた容器内で攪拌処理することで、有機物を効率的に分解する技術です。一般的に木質バイオマスは、電気や熱を生み出すための燃料として利用されますが、この場合、原料の含水率が歩留まりに大きく影響します。一方で、本技術は、原料の含水率にかかわらず、画一的に処理することが可能であることから、残材のような含水率にばらつきの大きい原料であっても効率的に利用することができます。

今後同社では、本技術を用いて地域に豊富に賦存する未利用資源を有効活用し、食料の供給と林業の活性化、環境保全等、複数の視点から有益なビジネスモデルを確立することを目指しています。

(畜産バイオマスの地産地消を推進)

家畜排せつ物をエネルギー利用する取組は、家畜排せつ物処理の円滑化や高度利用を通じて、酪農・畜産における収益力強化につながることを期待されます。このため、畜産バイオマス地産地消緊急対策事業において、バイオガスプラント導入等の支援により、エネルギーの地産地消の実現や、副産物を肥料等として複合的に利用する新たな経営モデルの確立を推進しています。

第7節 都市農業の振興

省略

第8節 農福連携の推進

近年、農業分野と福祉分野が連携して、障害者や生活困窮者、高齢者等の農業分野への雇用・就労を促進する農福連携の取組が各地で盛んになっています。農福連携は、障害者等の自信や生きがいを創出するとともに、農業分野においても働き手の確保のみならず、生産の効率化や高品質な農産物生産につながる効果が期待される、両分野にとって利点のある取組です。

(農福連携は農業者の収益性向上や障害者の工賃向上に効果)

農福連携により、障害者等の農業分野への雇用・就労を通じて、障害者等の活躍の場が拡大し、農産物の付加価値の向上、障害者等の自立支援にもつながります。

一般社団法人日本基金^{にっぽん}の調査によれば、障害者を受け入れた農業者の78%は5年前と比較して年間売上額が上がったと回答しています。また、障害者が人材として貴重な戦力となっていること、営業等に充てる時間の増加、作業の見直しによる効率向上といった副次的な効果があると回答しています。

また、農業に取り組んだ福祉事業所の89%は農業への取組によるプラスの効果があつたと回答し、58%が農産物(加工品)の年間売上高が5年前と比較して上がったと回答しています。また、79%が体力がついた、62%が表情が明るくなったと回答しており、精神面、身体面への効果もうかがえます。さらに、過去5年間の障害者の賃金・工賃についても、「増えてきている」と回答している事業所が全体の7割以上を占めていることから、農業に参入することが障害者の工賃向上の一助になっていることがうかがえます。

このように、働き手の不足に悩む農業者側と、安定した雇用の場や、それに伴う賃金や生活の質の向上を求める障害者側のニーズが一致し、農業生産・農業経営の効率化が可能となり、収益の向上につながっているとと言えます。

(障害者とのコミュニケーションや作業時間の調整に課題)

一方で、障害者を雇用している農業者のうち、63%が障害者とのコミュニケーションに課題があると回答していますが、その課題に対して、多くの農業者が、関係者からの情報収集が重要である、日々障害者と接する中で徐々に理解が深まると回答しています。また、農閑期は作業が少なく、安定的な通年雇用にも課題が見られますが、作業工程の細分化や販売・加工等への事業拡大等によって通年で作業を確保するなどの取組が行われています。

さらに、福祉事業所に農作業を委託している農業者のうち67%は、農作業の時間と福祉側の時間が合わない、福祉側が急な仕事に対応できないなど、スケジュール調整や人手の確保に関して課題を感じていると回答しており、福祉事業所と直接相談し調整することで課題解決に取り組んでいます。

(農福連携に取り組む農業者には拡大の意向あり)

このような課題はあるものの、全体として効果が大きいことから、障害者を雇用している農業者の59%が雇用を拡大したいという意向を持っており、また、福祉事業所に農作業を委託している農業者の63%が委託を拡大したいという意向を持っています。

(農福連携等推進ビジョンを決定)

平成31(2019)年4月、議長を内閣官房長官、副議長を厚生労働大臣、農林水産大臣とし、構成員として、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省の関係局長等、また有識者として、先進的に農福連携に取り組まれている方、経済団体、農業団体、歌手グループのTOKIO^{トキオ}の城島茂^{じょうしましげる}さんも出席する農福連携等推進会議の第1回会議を開催しました。この会議では、農福連携による農山漁村の再生への取組推進について、実効性

のある方策を検討しました。

令和元（2019）年6月に開催された第2回会議では、農福連携等推進ビジョンを決定しました。このビジョンでは、農福連携を全国的に広く展開するため、農林水産省を始めとする関係省庁等の連携の下、定量的なデータ収集・解析による農福連携のメリットの客観的な提示、国民全体に訴え掛ける戦略的プロモーション、ワンストップで相談できる窓口体制の整備、農業経営体と障害者就労施設のニーズをつなぐマッチングの仕組みの構築、障害者が働きやすい環境の整備と専門人材の育成、各界の関係者が参加するコンソーシアムの設置等の取組を促進することとしています。また、令和6（2024）年度までに農福連携に取り組む主体を新たに3千主体創出することを目標としています。これを踏まえ、経済団体等、幅広い関係者が参加する「農福連携等応援コンソーシアム」が令和2（2020）年3月に設立され、今後、優良事例の表彰、横展開等を推進していく予定です。

（農福連携推進に向けた政府等の取組）

このように、農福連携の取組への関心が高まる中、農林水産省及び厚生労働省では、平成31（2019）年3月に農業側と福祉側のマッチングをテーマとした農福連携推進フォーラムを開催しました。また、一般社団法人日本農福連携協会^{にほん}は、令和元（2019）年9月、持続可能な共生社会の実現に向けて、多分野の関係者を招き、基調講演、プレゼンテーション、トークセッションを行うノウフクフォーラム2019を開催しました。こうした機会は、農福連携に関心のある農業者や、これから農福連携に取り組みたい事業者にとって、農福連携の現状や課題を知る場となり、農福連携の更なる推進が期待されます。

また、農林水産省では、農山漁村振興交付金の農福連携対策により、障害者等の雇用・就労を目的とした農業用ハウスや加工施設の整備、障害者を受け入れる際に必要となる休憩所や手すり等の安全施設の整備等、農福連携のために必要となる環境整備の取組を支援しています。

さらに、地域活性化に取り組む多様な方々に農福連携の価値を知っていただき、地域の方々がつながる場として農福連携推進ブロックセミナーを全国7か所で開催しました。

コラム 農福連携の推進の鍵となる専門人材

障害者が農作業を円滑に行うためには、障害者の特性を理解した上で、作業指示を分かりやすく障害者に伝えることが必要です。

そのため、農業者、福祉事業所の指導員、障害者の間を取り持ち、障害者への分かりやすい指示の方法を農業者に助言するとともに、農業者に代わって障害者に具体的に作業指示を行うことにより、障害者の職場定着を支援する専門人材の育成が重要です。

農林水産省では、令和2（2020）年度からそのような専門人材を農福連携技術支援者と呼び、育成のためのガイドラインを設け、農林水産研修所水戸ほ場等で育成研修を実施することとしています。

また、農山漁村振興交付金（農福連携対策）により、都道府県による農福連携技術支援者の育成等の取組に対して支援をしています。

三重県では、一般社団法人と連携し、障害者が農園で働けるよう支援する専門人材を農業ジョブトレーナーと称して、養成研修を実施し、農業者へのトレーナーの派遣等の取組を展開しています。

コラム ノウフク JAS の認証

平成 31 (2019) 年 3 月に、障害者が主要な生産行程に携わって生産した農林水産物及びこれらを原材料とした加工食品について、その生産方法及び表示の基準を規格化した「ノウフク JAS」が制定されました。

ノウフク JAS は、障害者が携わった食品への信頼性を高め、人や社会・環境に配慮した消費行動を望む購買層に訴求するとともに、「農福連携（ノウフク）」の普及を後押しすることで、農業・福祉双方の課題解決のツールになるものです。

令和元 (2019) 年 11 月 1 日、登録認証機関（一般社団法人日本基金）により、「ノウフク JAS」第 1 号として 4 事業者が認証され、その後、令和 2 (2020) 年 3 月までに 10 事業者が認証されました。

事業所名	府县市町村名	事業内容
株式会社ウィズファーム	長野県 <small>まつかわまち</small> 松川町	りんごやりんごジュース等の生産加工
株式会社ひだまり	長野県 <small>まつかわまち</small> 松川町	りんごやりんごジュース等の生産加工
やましろう 山城就労支援事業所 「さんさん山城」	京都府 <small>きょうたなべし</small> 京田辺市	茶やえび芋等の生産加工
特定非営利活動法人 すまいる	愛知県 <small>かすがいし</small> 春日井市	なすやオクラ等の生産
株式会社 いずみエコロジーファーム	大阪府 <small>いずみし</small> 和泉市	こまつなやきゅうり等の生産
株式会社サニーリーフ	滋賀県 <small>ひこねし</small> 彦根市	ねぎやレタス等の生産
株式会社 CoCoRo ファーム	宮崎県 <small>さいとし</small> 西都市	ズッキーニやミニトマト等の生産
は一とふる川内株式会社	徳島県 <small>あわし</small> 阿波市	トマトの生産
株式会社アグリーンハート	青森県 <small>くろいしし</small> 黒石市	水稲、にんにく等の生産
社会福祉法人パステル多機能 型事業所 C S W おとめ	栃木県 <small>おやまし</small> 小山市	桑茶や桑うどんの加工